第3期計画策定に向けたスケジュール【令和5年度】

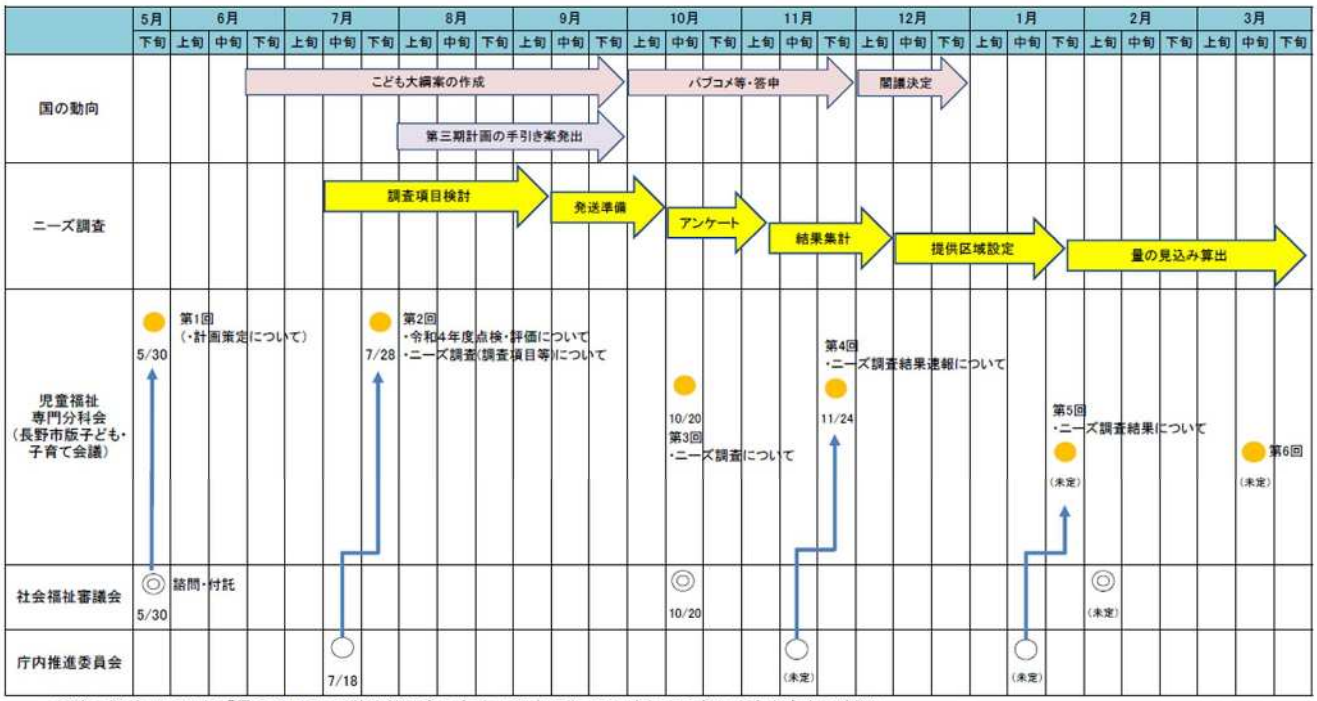

○第三期計画における「量の見込み」の算出等の考え方は、9月末頃までに示される予定（こども家庭庁に確認）

○第３期計画を策定するにあたり、こども大綱の発出を待っていると<u>ニーズ調査が間に合わない。</u>
○第２期計画策定及び中間見直し時に示された「量の見込み」の算出等の考え方(手引き)等を基に、法改正等を加味した内容等市独自の内容を加えた調査項目を決定する。
○調査結果で補いきれない必須項目が判明した場合、アンケート以外の方法でニーズを把握する。

子どもに関する計画について

長野市子ども・子育て支援事業計画

○ 子ども・子育て支援法第61条に基づく法定の計画
○ 現計画の期間：**令和２年度～令和６年度の５年間　→　次期計画の策定が必要**

長野市子どもの貧困対策計画

○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画
○ 計画の期間：**令和５年度～令和９年度の５年間**

市町村子ども・若者計画

○ 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
○ 現時点で策定予定なし

次世代育成支援行動計画

○ 次世代育成支援対策推進法（令和７年３月31日までの時限法）に基づく計画
○ 長野市子ども・子育て支援事業計画に包含

市町村こども計画

○ こども基本法に基づく計画
○ 子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画ほかこども施策に関する計画と一体的に策定可能